

令和 5 年 1 1 月 版  
子ども未来部子ども未来課

## (仮称) 北区子ども条例の基本的な考え方 (案)

令和 5 年 1 1 月 北 区

この「条例の基本的考え方」は、条例制定のための要旨となる事項を記載したものであり、具体的な表記等は今後精査していきます。

条例文は、なるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすい表現となるよう努めます。

### ◎条例制定の趣旨

北区では、7つの主要政策の一つとして「子どもの幸せ No.1」を掲げており、また、「北区教育・子ども大綱」及び「北区子ども・子育て支援計画」において、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益実現をめざすことを明記しています。

こうした中、貧困やいじめ、虐待等、子どもを取り巻く今日的な課題に対して、行政と家庭、地域、学校、子どもの施設、民間事業者など、すべての区民が一体となり、子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するとともに、国籍や、性別、障害等のあるなしにかかわらず、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの権利を保障し、子どもが未来に希望をもち幸せな状態で成長することができる社会の実現に向けた取組を推進することを決意し、(仮称) 北区子ども条例を制定することとします。

### 条例名称

東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例

# 1 条例の全体構成

## 目次

### 1 前文

### 2 総則（目的、基本理念、定義）

### 3 子どもの権利の保障

- (1) 大切な子どもの権利
- (2) 子どもの権利を保障するための役割（各主体の役割）

### 4 子どもが幸せな状態で成長することができる社会の実現に向けた取組の推進

- (1) 子どもの意見等の表明および参加
- (2) 子どもの居場所づくり
- (3) 子どもが安全、安心に過ごせる環境づくり
- (4) 子ども一人ひとりに応じた学びの環境づくり
- (5) 子どもが相談しやすい環境づくり
- (6) 虐待、体罰等の防止
- (7) いじめその他の権利の侵害の防止
- (8) 子どもの貧困の防止

### 5 北区子どもの権利に関する施策の推進と検証

- (1) 子どもの権利に関する施策の推進等
  - ① 子どもの権利の施策の推進
  - ② 子どもの権利に関する普及啓発
- (2) 北区子どもの権利委員会

### 6 子どもの権利擁護

### 7 施行期日

## 2 条例の内容

### (1) 前文(盛り込む内容)

- 子どもたちへのアンケート結果等を踏まえて、子ども・大人・区それぞれからの宣言形式による前文とする。
- 「児童の権利に関する条約」を踏まえ、次に掲げるような内容を盛り込む。
  - ① 子どもの最善の利益の確保
  - ② 子どもの意見の尊重
  - ③ 子どもに対するあらゆる差別の禁止 など

### (2) 総則

#### ① 目的

「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、未来を担う子どもたちが誰一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できるよう子どもの権利を保障し、子どもが将来にわたって幸せな状態で成長することができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的とする。

#### ② 言葉の意味(定義)

- 「子ども」とは、次の(1)から(4)までのいずれかに当てはまる 18 歳未満の人およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人をいう。
  - (1) 区内に住んでいる人
  - (2) 区内で学んでいる人
  - (3) 区内で働いている人
  - (4) 前(1)から(3)までに当てはまる人のほか、区内で生活し、活動する人
- この条例において「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいう。
- この条例において「区民等」とは、次の(1)から(5)までのいずれかに当てはまる人をいいます。
  - (1) 区内に住んでいる人
  - (2) 区内で学んでいる人
  - (3) 区内で働いている人
  - (4) 区内で事業を営んでいる人(以下「事業者」といいます。)
  - (5) 前(1)から(4)までに当てはまる人のほか、区内で生活し、活動する人
- 「育ち学ぶ施設」とは、保育所、幼稚園、学校その他の子どもが育ち、学び、活動した

りするために利用する施設のことをいいます。

- ・「団体」とは、子どもが育ち、学び、活動するための団体のことをいいます。

### ③ 基本理念

- ・子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考える。
- ・子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互にこれを尊重しあい、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。
- ・すべての子どもが将来への夢と希望をもって、幸せな状態で成長することができるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備する。

## (3) 子どもの権利の保障

### ① 大切な子どもの権利

子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体、地域社会等あらゆる場面において、特に次に掲げる権利などが保障されること。

- (1) 自分の意見や考えを表明し、それが尊重されること。
- (2) 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
- (3) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性的指向、性自認等により差別をされないこと。
- (4) 安全・安心に過ごせること。
- (5) ゆったりと安心できる場所で休めること。
- (6) 遊ぶこと。
- (7) プライバシーが大事にされること。
- (8) 様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、親しむこと。
- (9) 繰り返し挑戦できること。
- (10) 悩んでいること、困っていることなどを相談できること。
- (11) 一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること。

### ② 子どもの権利を保障するための役割

#### (1) 区の役割

- ・区は、子どもの権利を保障するための施策を推進することで、子どもが幸せな状態で成長していくことができる社会の実現に向けた取組を行うこと。
- ・区は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行うこと。
- ・区は、子どもの権利の保障について、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力すると

ともに、その活動を支援すること。

- 区は、子どもの権利の保障について、国、他の地方公共団体等と連携協力し、子どもの権利が広く保障されるための取組の実施に努めること。
- (2) 保護者の役割
- 保護者は、子どもの年齢や成長に応じた権利が保障されるよう努めること。
- (3) 区民等の役割
- 区民等は地域において子どもが権利の主体であることを認識し、子どもが幸せな状態で成長していくことができるよう、子どもを見守り、または支援するよう努めること。
  - 事業者は、そこで働く人が、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めること。
- (4) 育ち学ぶ施設および団体の役割
- 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるとともに、家庭や地域との連携のもとで子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援に努めること。

## **(4) 子どもが幸せな状態で成長することができる社会の実現に向けた取組の推進**

### **① 子どもの意見表明、参加**

- 子どもは、自分の意見や考えを表明することができること。
- 子どもは、意見や考えを表明したことによる不利益を受けないこと。
- 子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重すること。
- 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、区政、地域活動、育ち学ぶ施設および団体の活動において子どもの意見反映、参加に努めること。

### **② 子どもの居場所づくり**

- 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの身近な生活の場において、子どもが安心して安全に遊び、学びその他の活動をするために必要な居場所づくりに努めること。
- 遊ぶための居場所づくりにあたっては、子どもが自由にのびのびと遊ぶことができる環境となるよう努めること。
- 区は、居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、その支援に努めること。

### **③ 子どもが安全、安心に過ごせる環境づくり**

- 区は保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体など関係機関と連携のもと、子どもが安心して安全に過ごすことのできる環境づくりに努めること。

- 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どものプライバシーが尊重されるよう努めること。

#### ④ 子ども一人ひとりに応じた学びの環境づくり

- 区、育ち学ぶ施設および団体は、子ども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、子どもが望む形で学ぶことができる環境づくりに努めること。

#### ⑤ 子どもが相談しやすい環境づくり

- 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが悩んでいることや困っていることについて、相談しやすい環境づくりに努めること。
- 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもから受けた相談の内容について、子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うよう努めること。

#### ⑥ 虐待、体罰等の防止

- 虐待、体罰等は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与える重大な権利侵害で、誰であっても、どのような理由があってもしてはならないこと。
- 区は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待、体罰等の防止と救済のために必要な措置を講ずること。
- 区は、虐待、体罰等を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うこと。

#### ⑥ いじめその他の権利の侵害の防止

- 区、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めること。
- 区、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもに対するいじめその他の権利の侵害の防止と救済のために必要な措置を講ずること。
- 区、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うこと。
- 区が行う 1 から 3 までのいじめその他の権利侵害の防止に係る取組は、東京都北区いじめ防止条例の基本理念その他同条例の規定との整合を図りながら行われること。

#### ⑦ 子どもの貧困の防止

- 区は、すべての子どもがだれ一人取り残されることなく、すこやかに育ち、学ぶことができるよう、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むこと。

## (5) 子どもの権利に関する施策の推進と検証

### ① 子どもの権利に関する施策の推進等

- (1) 子どもの権利に関する施策の推進
  - 区は、全ての子どもが権利が保障されるよう、子ども、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利に関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備すること。
- (2) 子どもの権利の普及
  - 区は、保護者や区民等に対して、条例に定められた子どもの権利について、周知や学習の機会を設けるなどして、普及啓発に努めること。
  - 区、育ち学ぶ施設および団体の関係者は、子どもが子どもの権利を知り、自分とほかの人の権利の大切さについて学ぶ機会が確保されるよう努めること。

### ② 子どもの権利委員会

- (1) 東京都北区子どもの権利委員会の設置
  - 区は、この条例に基づく施策を検証するために、区長の附属機関として東京都北区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設ける。
  - 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
  - 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
  - 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができる。
  - 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とする。
- (2) 権利委員会の職務
  - 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査および審議をすること。
  - 権利擁護委員からの報告について、調査および審議をすること。

- ・前各号の調査および審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

(3) 会長及び副会長

- ・権利委員会に会長及び副会長を置く。
- ・会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- ・会長は、権利委員会を代表し、会務を総理する。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(4) 招集等

- ・権利委員会は、会長が招集する。
- ・権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- ・権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(5) 庶務

- ・権利委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。

## (6) 子どもの権利擁護

### ① 子どもの権利擁護委員の設置

子どもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図るため、東京都北区長（以下「区長」といいます。）の附属機関として東京都北区子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置くこと。

### ② 子どもの権利擁護委員

(1) 委員の仕事

- ・子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。
- ・子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。
- ・子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
- ・子どもの権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。
- ・子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。

(2) 委員は、3人以内とし、人格が優れ、子どもの権利に関して理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する。

(3) 委員の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。



- (4) 区長は、委員が心身の故障のために委員の仕事を担当することができないと認める場合、任命の要件を満たさなくなった場合または委員の仕事の上での義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、その委員の職を解くことができる。
- (5) 委員は、委員の仕事において、知り得た秘密をもらしてはならない。委員の仕事の担当を退いた後も、同様とする。
- (6) 委員の仕事の進め方
- 委員は、仕事を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行う。
  - 委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければならない。
  - 委員は、それぞれ独立してその職務を行うこと。ただし、必要に応じて合議を行うこと。
  - 委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができない。
  - 委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければならないこと。
  - 区は、委員の独立性と公正かつ公平に仕事を行うことができる環境を確保するために必要な協力および支援を行うこと。
  - 区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、委員の仕事に協力するよう努めること。
- (7) 委員への相談等
- 子ども（その子どもに関係のある人をふくみます。）は、委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または、次の各号に定めることを求めることができる。
- 子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
  - 子どもの権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。
- (8) 委員の要請および意見の尊重等
- 区の機関は、委員から(1)の要請および意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めること。
  - 区の機関は、前項の取組を行うときには、その内容を委員に報告すること。ただし、同項の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを委員に報告すること。
  - 区民等、育ち学ぶ施設および団体は、委員から(1)の要請および意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めること。

## (7) 施行期日

- この条例は、令和6年4月1日から施行すること。ただし、子どもの権利委員会及び子どもの権利擁護に関する規定は、東京都北区規則で定める日から施行すること。